

6.2.3 施工計画

(1) 工事工程

重機等を用いることにより騒音が発生する可能性のある工事等は、月曜日から土曜日に行うものとし、作業時間は 8 時～19 時を基本とする計画である。

工事工程は表 6.2.3-1 に示すとおりであり、工期は約 11 ヶ月を予定している。

表 6.2.3-1 工事工程表

月数 工事内容	1 月目	2 月目	3 月目	4 月目	5 月目	6 月目	7 月目	8 月目	9 月目	10 月目	11 月目
①仮設工事											
②基礎工事											
③地下躯体工事											
④地上躯体工事											
⑤仕上工事											
⑥設備工事											
⑦外構工事											

(2) 施工方法

① 仮設工事

仮囲い資材をトラックにて搬入し、計画敷地外周に鋼板製の仮囲い（高さ 3m）を設置する。山留め工事については、H 鋼親杭横矢板工法（自立）を採用し、上方オープンカットにより横矢板に作用する土圧を軽減させる。

② 基礎工事

バックホウを用いて掘削を行う。掘削深さは最深部で概ね 6.5m 程度を予定している。建築物の基礎となる PHC 杭（高強度の遠心カプレストレストコンクリート杭）を三点式杭打機等を用い土中に埋め込む。基礎地中梁の鉄筋・型枠部材を搬入し、鉄筋・型枠部材を組み立てる。コンクリートミキサ車によりコンクリートを搬入し、コンクリートポンプ車を用いて打設を行う。

③ 地下躯体工事

地下駐車場、地下車路等の地下部分の鉄筋工事、型枠工事及びコンクリート工事を行う。

④ 地上躯体工事

加工鉄骨部材を搬入し、ラフタークレーンを用いて建築物の鉄骨を組み立てる。床等のコンクリート部分においては、コンクリートポンプ車を用いて打設を行う。

⑤ 仕上工事

成型板等を搬入し、ラフタークレーンを用いて外壁板の取り付けを行い、塗装等を行う。また、金属製建具工事を行い、内装工事の仕上げを行う。

⑥ 設備工事

ラフタークレーンを用いて各種資材、設備機器等の搬入を行い、空調衛生設備、電気設備、給排水設備、昇降機等の取り付け工事等を行う。

⑦ 外構工事

バックホウ等を用いて、緑化工事、排水工事、舗装工事等を行う。

(3) 工事用車両及び建設機械

①工事用車両

工事用車両は自動車 NOx・PM 法及び「環境確保条例」による規制に適合した車両を使用する。また、運転者には規制速度の遵守、アイドリングストップ等を徹底し、工事用車両の走行による周辺への影響の低減に配慮する。

(f) 工事用車両の走行台数

工事用車両の走行が最大となるのは、工事着工から 2 ヶ月目の仮設工事、基礎工事及び設備工事の時期、並びに 8 ヶ月目の仮設工事、地上躯体工事、仕上工事、設備工事及び外構工事の時期である。この時期における 1 日当たりの工事用車両の発生集中交通量は、2 ヶ月目においては大型車 451 台、小型車 100 台、合計 551 台、8 ヶ月目においては大型車 224 台、小型車 336 台、合計 560 台と想定している。(資料編 P.7、8 参照)

(g) 工事用車両の走行経路

工事用車両の走行経路は、図 6.2.3-1 に示すとおり、道路幅員が大きい東 3・4・11 号（新所沢街道）及び東 3・4・18 号を予定している。なお、東 3・4・18 号のうち、市道 110 号として整備される区間については、所沢街道から計画地南側敷地境界周辺までの区間は平成 20 年度に、計画地南側敷地境界周辺から五小通りまでの区間は本事業の工事と時期を合わせて整備される予定であり、これらの区間は開店時まで道路として供用しないものの、工事用道路としての利用が可能である。

また、工事用車両の出入口は、東 3・4・18 号（市道 110 号）が工事中は道路として供用していないことから、右左折が自由にしやすいこと、道路上に待機車両が出ないように速やかに敷地内に誘導できること等の理由から、東 3・4・18 号（市道 110 号）沿いに 2 か所（東西の敷地に 1 か所ずつ）設置する計画である。車両出入口には、交通整理員を配置するとともに、仮囲いと同等の高さの開閉扉を設ける予定である。

(h) 工事用車両の走行時間帯

工事用車両の走行時間帯は、「環境確保条例」に基づく指定建設作業騒音・振動の勧告基準に定める作業時間（8 時～19 時）と工事現場への出勤時間等を考慮し、6 時～21 時とする。ただし、主な通勤通学時間帯である 7 時～8 時の走行はできる限り少なくするものとし、時間調整が必要な場合においても計画地内で待機するよう指導する。また、児童・生徒の帰宅時間帯（16 時～18 時）については車両の走行が集中しないよう調整する。

②建設機械

工事に使用する主な建設機械は表 6.2.3-2 に示すとおりである。

建設機械の稼働が最大となるのは工事着工から 2 ヶ月目であり、仮設工事、基礎工事及び設備工事の時期に相当する。この時期の建設機械の稼働台数は表 6.2.3-3 に示すとおりであり、1 日当たり 22 台を想定している。(資料編 P.9 参照)

なお、工事においては排出ガス対策型建設機械及び低騒音・低振動型建設機械を使用する計画である。

表 6.2.3-2 工事に使用する主な建設機械

工事内容	主要な建設機械
①仮設工事	ラフタークレーン、三点式杭打機、アースオーガー
②基礎工事	三点式杭打機、アースオーガー、バックホウ、コンクリートポンプ車
③地下躯体工事	コンクリートポンプ車
④地上躯体工事	コンクリートポンプ車、ラフタークレーン
⑤仕上工事、⑥設備工事	ラフタークレーン
⑦外構工事	バックホウ、タイヤローラ、アスファルトフィニッシャ、ラフタークレーン

表 6.2.3-3 工事着工 2 ヶ月目における主な建設機械の稼働台数

建設機械	稼働台数 [台/日]
ラフタークレーン (50t)	1
ラフタークレーン (25t)	1
三点式杭打機	5
アースオーガー	5
バックホウ (1.2m ³)	2
バックホウ (0.7m ³)	3
バックホウ (0.45m ³)	5
合 計	22

(4) 建設発生土等

掘削工事に伴う建設発生土の発生量は 68,380m³ と想定しており、うち約 10,000m³ を場内埋め戻し等へ利用し、場外への排出量をできる限り抑制する計画である。搬出にあたっては、関係法規・条例を厳守するとともに、建設廃棄物が混合しないように分別を行う。

計画地においては、土地利用履歴調査及び土壤汚染調査が実施されており、土壤汚染は確認されていないが、万が一、重金属等で汚染されている土壤が確認された場合には、「土壤汚染対策法」及び「環境確保条例」に基づき適切に処理する。

(5) 濁水等の処理

工事の施行中に発生する濁水及び工事用車両の洗車排水等については、沈殿槽等により「下水道法」及び「東久留米市下水道条例」に定める下水排除基準以下に処理した後に、公共下水道に放流する(資料編 P.10 参照)。処理において生じた汚泥等については、その性状から産業廃棄物となる場合は、産業廃棄物の収集・運搬・処分業許可を受けた業者に処分を委託し、マニフェストシステムに基づいて適正に処理する。